

福岡県公報

令和三年八月三日
第二百二十一号
増刊
①

目次

再掲

○福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

○福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の

一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………一

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和三年七月二十六日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十八号

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成十年福岡県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(結婚休暇に係る取得可能期間の特例)

10 第十六条第一項第五号に規定する結婚の日が令和元年八月一日から令和四年三月三十一日までの間である者のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により当該結婚の日から六月以内に当該結婚に伴う旅行がなかった者に係る同号の規定の適用

については、同号中「当該結婚の日後六月を経過する日までの間」とあるのは「当該結婚の日後六月を経過する日までの間(結婚に伴う旅行により勤務しないことが相当であると認められるときに限り、令和四年九月三十日までの間)」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、令和元年八月一日から適用する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和三年七月二十六日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十九号

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を

改正する規則

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則(令和元年人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の一項を加える。

(結婚休暇に係る取得可能期間の特例)

2 第十二条第一項第三号に規定する結婚の日が令和三年四月一日から令和四年二月二十八日までの間である者のうち新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により当該結婚の日から一月以内に当該結婚に伴う旅行がなかった者に係る同号の規定の適用については、同号中「当該結婚の日後一月を経過する日までの間」とあるのは「当該結婚の日後一月を経過する日までの間(結婚に伴う旅行により勤務しないことが相当であると認められるときに限り、令和四年三月三十一日までの間)」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用する。